

特集・文化財の保護

地域社会と文化財	梅原 猛	2
▷座談会◁		
文化財保護の当面の課題		8
(出席者) 坂本 太郎・関野 克		
石井 清・<司会>角井 宏		
散ることをふまえた文化	内村 直也	20
美術史研究資料としての文化財	鈴木 敬	27
建造物修理用資材の確保	稲垣 栄三	34
<解説>		
地方歴史民俗資料館の現状と課題	文化庁無形文化民俗文化課	41
文化財の国際交流について	文化財鑑査官	47
<資料>	文化庁文化財保護部管理課	53
国指定文化財等件数一覧		
都道府県指定文化財件数		
市(区)町村指定文化財件数		
市(区)町村文化財保護条例制定数一覧		
文化財普及映画等一覧		
▷現地ルポ◁		
各国が注目している歴史的町並み	木原 敬吉	59
熊本県の装飾古墳について	松本 雅明	64

〔文部省の窓〕

教員等の給与改善に関する文部省要望と人事院の給与勧告	大臣官房人事課	78
昭和54年度の国立大学入学試験(第二次)の概要	大学局大学課	80
日本ユネスコ国内委員会第61回会議	学術国際局ユネスコ 国際部企画連絡課	83
——「当面推進すべき重点事業」を建議——		
霞が関ニュース		94

〔随想〕

京を描いた絵	河北 倫明	70
〔所轄機関等紹介〕		
登山研修所	奥村 廣重	74
〔連載第13回〕		
人物を中心とした体育・スポーツ郷土史<山梨県>	水上 和夫	85

文化財保護の当面の課題

出席者

(敬称略・発言順)

坂本 太郎

(文化財保護審議会委員)

関野 克

(東京文化財研究所所長)

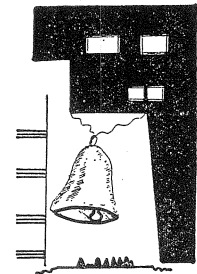
石井 清

(千葉県教育委員会文化課主幹)

<司会>

角井 宏

(文化庁文化財保護部長)



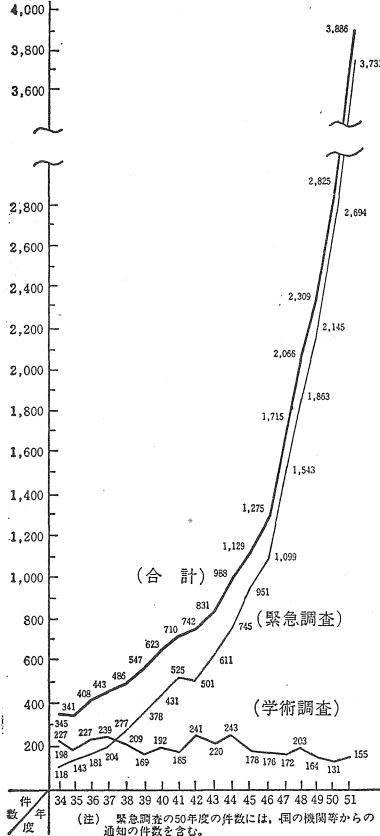
文化財と歴史保存

角井(司会) 文化財保護の「文化財」という言葉は、わかったようで、も一つわからないという人があります。史跡・名勝・天然記念物から美術工芸品や建造物それに町並などという有形文化財のほかに伝統芸能や工芸技術のような無形の手わざまで、文化財という言葉で総括しているせいでしょうか。一般の方々は文化財という言葉で何をまず思い浮かべるでしょうか。

石井 日光、高松塚、それに古墳や貝塚などの歴史的遺産を真先に思い浮かべるのではないのでしょうか。私の県が全国有数の貝塚県で、加曽利貝塚、堀之内貝塚等という整備された遺跡があるからかも知れませんが。

関野 アメリカでは、文化財保護の代わりに historic presentation (歴史保存) という言い方をしています。これは、史跡中心に保護する行き方です。文化財を欧州諸国は、monument historique (歴史記念物) という

埋蔵文化財発掘調査届出等件数推移



言葉を使っているし、ユネスコは cultural heritage (文化遺産) という場合が多いのです。日本の文化財保護法は最も整備した法律体系として開発途上国の保護制度の範とされているようですが、一面では、整い過ぎていて、優等生の作文みたいで行政力にかけているとの批判もあります。

指定しないというのが常識みたいになっていますが、ちょっと行き過ぎじゃないかと思うんです。旧来の由緒があり、地形上も立派な景観をそなえているものや、外見上明らかに歴史上の遺跡が埋蔵されているというところは、あえて全部発掘しなくても、まず、指定を行うということが大事な点ではないですかね。こんなことをいうと大勢いる考古学者に叱られるかも知れないけれど……(笑)。

実際の御野立所とか宿泊所とかを指定したんです。これは、占領軍の指令で全部解除されてしまい、そのため、当時指定された本陣なんかで朽ち果ててしまったものも少なくないんです。こういうものは、今一度見直す必要があるのではないですかね。日本人にとって、明治初年に、明治天皇が全国を巡幸されたということは、大へん重い歴史的事実なんです。その遺跡が残っていれば、矢張り顕彰すべきものだと思えるのですが……。

ともかく昨今は、毎年、考古学的な遺跡の指定が非常に多くて史跡指定の大半を占めている状態なんです。これは、調査官の数が少ないということにもよるでしょうが……。

発掘と文化財

石井 新指定に埋蔵文化財が多いというのは、開発の影響だと思えます。けさ出がけに千葉県で、昨年一年間にどの位開発事業の相談が教育委員会に持ち込まれたかを調べて見ましたら、何と約五百件、そのうち百件は、

届や許可申請という形で文化庁に持ち込んで
いるんです。

角井 その発掘届出件数ですが、十年前には
全国で年間五百件足らずだったものが、いま
まは、五千件を超えたとわれているのです
ね。新指定に埋蔵文化財関係が多いというの
も、考古学者の影響より、むしろ「開発」に
対して文化財を守るため、止むを得ず掘って
確かめざるを得ない。万一貴重な遺構が発見
されたら、文化庁としては、開発を中止させ
て、指定するなり、何らかの保護措置を講じ
なくてはならない責任があるからなのです。

坂本 分らないではありませんが、そう
いう受身の文化財保護の結果が、掘ったもの
を埋め戻しておけばそれでもいいという消極的
態度を生む訳です。もっと積極的に歴史展示
に努力すべきではないでしょうか。今春公表
された文化行政長期総合計画についての提案
でも、例えば、美術工芸品について「従来、
芸術的な価値に重点が置かれた指定が多く、
歴史上の価値に着目した指定が少ない。更に
古文書、歴史資料の指定も十分ではない。ま

育の問題などについても積極的に発言できる
よう体制を整えるべきだ、というものです。
これは、きびしい見方をしますと、従来の
文化行政に対する批判とも受けとれます。い
まままでの文化行政の方向は、欧米から東京、
東京から各都道府県や市町村という具合でし
た。つまり、文化行政最大の眼目は、欧米文
化に学ぶことで、学習中心、教育中心だった
といえます。その学校教育の場でも邦楽邦舞
に代わってピアノやダンスがうえつけられる
という一事を見ても知れるように輸入文化中
心の文化行政であったわけです。その結果、
いまになって日本文化の影がうすれ、国際的
にも問題化してきた。これに対して、今後は
地方の文化活動を大事にして、地域的なもの
——ひいては日本的なものを掘り起こし、育
てて、輸出する文化行政をやらなければいけ
ないという風にもとれます。これは、文化財
保護にとっても重大なことでありまして、文
化財こそ文化の原点である。文化財保護行政
は、単に文化財の保存を全うするに止まら
ず、その活用を盛んにして、地域文化、ひい

た、時代的にいえば近世、近代のもの指定
に遅れが見られる。」とあります。また、そ
のあとに「産業・交通・土木等に関する遺
跡、中世の城郭等の指定もその数が少ない。」
とありますが、これらは確かにそのとおりで
すので、こういうところを改善して、もっと
指定の範囲を広めていただきたいものです。

文化行政長期総合計画

角井 いま坂本先生が挙げられました「文
化行政長期総合計画について」ですが、これ
は内村直也さん等学識経験者の方々に、わが
国の文化行政のこれからのあり方についてご
意見をまとめていただいたもので、文化財保
護行政をふくむ、それよりもっと広い文化全
体にかかわる問題を取上げておられますけれ
ども、これからの文化行政のねらいとする方
向として、五つの点を打ち出しています。

一つは参加する文化活動ということで、ア
マチュアの文化活動を盛んに、という意見。
二番目が地域文化の振興ということです。

ては日本文化の創造に大いに役立たせなくて
はならない。近ごろ、歴史ブームといいます
けれども、古き良きものをたずねるといふ人
々の心の中には、やはり、輸入文化じゃなく
て、土着の、永年にわたって、われわれの祖
先が培って来た固有の文化への憧憬があるの
ではないでしょうか……。

関野 日本文化の輸出という考え方で
が、いままでも欧州文化を取り入れてきた。明
治の初め、日本が近代化する第一歩として、
大いに西洋を謳歌したわけですが、そのとき
すでにある意味で、日本の文化についての反
省はあったわけです。むしろ明治三十年に古
社寺保存法が生まれる背景としまして、日本
の文化を大切にしなければならぬという自
覚があったことは否めないと思います。

それから、史跡名勝天然記念物の保存が大
正年間に始まりました。この発端はまさに明
治の末年にあります。西洋文化を日本に取り
入れることに伴って、近代化が進行し、産業
の勃興がある。工場を建て、汚水を流し、悪
臭を放った事実が、すでに明治時代に国際的

これは、中央文化——という概念があるかど
うかわかりませんが、東京中心の文化行政に
対して、地域色鮮やかな文化を育むべしとい
うことです。

三番目が文化の多極集中化というテーマで
す。これまで文化といった場合、とかく東京
へ一極集中であったものを、もっと分散しな
ければいけない。しかし単なる分散では文化
というものの性格上、雲散霧消してしまう恐
れがあるので、いくつかの極に分けてそこに
集中して文化の振興を図るような計画を立て
るべきである、という意見です。

四番目が文化の国際交流ですが、従来は、
とかく欧米からの輸入一辺倒であった。そう
いう傾向に対して、これからはアジア、アフ
リカ等欧米以外の地域からの輸入と同時に日
本文化の輸出を考えるとというような方向に転
換をすべきであるということです。

五番目は、各省庁の行政が文化に深く関連
していますので、関連する行政についても文
化振興の立場から意見を積極的にいうべきで
はないか、町名変更の問題、あるいは国語教

にありました。で、三好学先生がプロシヤか
ら帰ってこられて、史跡あるいは天然記念物
保存についての建議をされるわけです。

そういうふうには、西洋文化を日本に導入し
た時点ですでに、日本の伝統が古いし、それ
だけ立派なものを持っていたから、日本の文
化人や学者も、そういう矛盾は見抜いたと思
うわけです。こういう積み重ねの上に今日が
あるのです。

一番最近の例としましては、戦後復興、産
業の高度成長の中で文化財が開発によって大
変痛められたということです。中央ばかりで
なく、やはり地方の文化を失っていくことは
非常に残念です。そういうものを守っていこ
うとする気持ちも、地方の方々の中から生ま
れてきているのではないのでしょうか。

近代化が世界中の文化を水平にならしてし
まう。国々あるいは民族の特徴をなくしてし
まう。みんな均一な——この建物の窓から見
えるような、四角な鉄とセメントとガラスの
建物になって、飛行機でどこへ行っても同じ
ような生活、同じような環境です。そこで、

それぞれの国あるいは民族の伝統の文化を見つめることが大切だということが芽ばえてきた。日本の人たちが、西洋から入ってきたような風景に対して、自分らの祖先が育ててきた建築、彫刻、絵画、工芸、あるいは歴史的な地域と遺跡を、天然記念物、名勝、更に無形の文化財も含めて、いま大切にしようと考えているのです。

部長のいわれたことをよくかみしめてみれば、この自覚のもとで文化行政に携わっている人が、さらにこの上、西洋から一辺倒に文化を輸入するだけではないけない、日本の伝統を育てなければならない。その上で国際的な



関野克氏

のではないのでしょうか。

石井 さつき司会者がおっしゃった長期懇の文化行政のこれからの方向、とくに参加する文化活動の奨励、その文化活動への参加が文化財への眼を開く落つきを回復するきっかけを作るかも知れない。そういう意味でも、この参加する文化活動の育成とか、地域文化の振興とかいう理念に全く賛成です。こういう理念をもって、地方文化行政の具体的施策を総合的に進めていきたいと思えます。

坂本 長期計画といえば、文化財の海外流出の問題がありますね。

もちろん、ごく貴重な、価値の高いものは海外流出はさせたくないわけですが、さほどでないものは多少は海外に流れてもいい。それこそ日本の伝統の美術品なり文化財の紹介、輸出という交流の意味で、あんまり押さえずともいいと思うんです。むしろそうしないと、日本の文化財の良さがわかりませんからね。いいものは日本へ来て見なさい、だけどこの程度のもはそっちで見せてあげても構わん、という程度に広い目で見て

相互理解が成り立って、平和が維持される、ということではないでしょうか。

文化財保護の原点

角井 いまお話がございましたように、文化財保護っていうのは何もいまに始まったことじゃなくて、文化財を破壊するいろんな動きに対して、古きよきものを保存して、環境整備、修理をやるというようなことを、われわれやってきたわけですね。その結果、美術工芸品、建造物、史跡名勝天然記念物そして民俗文化財とか伝統的建造物保存地区とか、ほとんど保護対象が拡大して来ました。拡大するにつれて焦点がぼけてきて、何のためにどこまで、何を中心に保護するのかについてのコンセンサスがゆらいできたのではないのでしょうか。埋蔵文化財包蔵地についても利用をどこまで規制するのか。狭い国土をますます狭めるだけでよいのか。古典芸能にしても、西に傾く太陽をもどすような大変な苦勞をし

てまで保存する必要があるのか。民衆の中に生きて根付いて行くものでなかったら保存に値しないのではないのか。滅びるものは滅ぼしたらよいのではないのかというような疑問がつぶやかれるようになる訳です。こうした批判をどう受け止めたらよいのでしょうか。

関野 本質的には民衆の心の糧となり、生きて根付いて行くものでなければ、保存に値しないかも知れません。しかし、社会変動が急激過ぎるので、本来生きて根付くべきものが押し流され、破壊されることもあるのではないのでしょうか。能や文楽は、もともと祭礼や民俗行事の中に生きて根付いてきたけれども、開発が集落の生活構造を変え、人口流動を激化させた結果、それらの良さを理解させる基盤が失われて来たということもあると思います。人々が自ら村芝居に参加することも少なくなりました。

滅びるものは滅ぼせと割り切ってよいのかどうか、むしろ、落つけば息を吹き返す可能性のある良いものは、いま大変でも、それを暫らくは苦しくとも護って行くことが大切な

もいいと考えますが……。

建造物の指定

関野 建造物のことを申しあげますと、実は文化財保護法の中で建造物は美術品と同じに取り扱われておりまして、土地の上に建っているんですけど、土地に関係なく指定が行われてきている事情がございます。

しかし、現在では建造物の存在する環境を度外視しては、その価値を評価できない。さつき坂本先生がお話くださいました、明治天皇聖跡としての本陣などは、建造物として価値のあるものについては、すでに指定されているのがいくつもあると思います。しかし、どれ一つ指定してもそれだけのものではない、むしろ本陣が建てられている町並みという背景（環境）と一緒に歴史的なものとして残していかなければならないのです。一昨年の文化財保護法の改正で、集落、町並みの建造物を対象とした重要な伝統的建造物群保存地区の選定が行われるようになりました。

むろん建造物だけでも価値はありますけれど、土地から離れた美術品ではなくて、土地と結びついた歴史的なものとしてとらえること。そういう意味では史跡の中の一部であるわけですし、別の面から見れば考古学的なものでもあるわけですね。

文化財保護の法律が発展してくる歴史の中で、ほんとうに何を保存しなければいけないのか。それが、どのように国民の間に活用されるのか。それが次の文化を生む栄養分になっていくんですから、建造物の保存は、その中や外で生活している人を度外視しては成り立たなくなっています。歴史の「コマ」であるという考え方から、国民と史跡、建造物が密接な関係に置かれるようになってきた。

いままでの経過を見ますと、学者が指定のための調査をし、また、選定する諮問委員会の委員になったりなどしまして、どちらかというと学問優先、あるいは、学者エゴ的な指定もなかったとはいえないかと思うんです。それが中央集権的な文化行政の根っこになった。参加する文化行政、地域文化の育み、文

化の多極集中化などを今度の文化懇で取り上げていたこと背景には、私が申しあげましたようなことがあるのではないのでしょうか。

建造物について鎌倉時代のものまでは、ほとんど指定が終わり、室町時代のものも進んだ。しかし江戸時代のものについては、あまりにも身近で数が多いものですから、まだ指定が遅れている、といえるかと思えます。

さらに、明治時代の建築、大正・昭和の建築と下ってくるわけですね。最近問題になりました東京駅の保存については、毎日何万人の人がそこを出入りして、身近なものです。今後どういうふうに、この保存問題に対



石井清氏

処していくかという現実があると思えます。

文化財の活用

角井 現に使われている建造物の指定については、その管理、活用をどうするかという問題があります。これは、指定文化財一般に通ずる問題ですが、保存のために死蔵するのはつまらない。埋蔵文化財なんかでも開発の勢が猛烈なもので、掘らざるを得ない。掘って大事だということがわかったら埋め戻すのが保存のためには一番よいというわけですが、近頃は、歴史ブームの関係で、これを公開し、活用せよという声が高まってきているように思われます。

石井 たしかに仰せのような傾向は見えていますね。坂本先生がおっしゃったことと関連して考えてみますと、地域住民からはお話しのごさいました考古学的な見地からの遺跡、具体的には原始古代時代の遺跡よりも、中近世の城塞であるとか陣屋跡であるとかを、より速やかに保存せよというような要求が、だ

んだん強くなってきた。それは、いまの住民と直接つながりが持てるか。わりあい接近した時代ですから、さっきの伝承の継承という点からも、いっそう共感が強いようです。

ただ中近世の遺跡については、非常に費用がかかるものだから、なかなか地方自治体でも進まないんです。国の指定にもれたものについては、県や市で指定し、公有化をして保存すればいいんですが、思うにまかせないという状況です。

また活用という点ですが、歴史ブームでいろいろな文化財を訪ねる活動とか、博物館などを利用する集団や個人が、このごろ大変増えていっているように思えます。それをとらえまして、いっそういい方向に助長していきたいと思っています。

角井 それで国でも、いま、佐倉市に国立の歴史民俗博物館の建設を進めています。これは、規模的には東京国立博物館に次ぐものですが、内容は歴史・民俗・考古の研究を基礎として、関係資料の系統的展示を行うとともに、全国の歴史民俗資料館など関係施設と

ネットワークを組んで情報サービスもやろうということ、昭和五十六年頃開館を目的に建設作業を進めています。ところで建設は施設だけではない。展示品の収集にも努力を傾けている最中なんです。その過程で感ずることは、最近発掘された埋蔵文化財などについて、現地保存主義の原則が非常に強調されてきているように思えるんです。こういう傾向についてどうお考えですか。

坂本 やむをえないですね。このごろは昔みたいに中央で号令一下集めるといふのじゃなくて、各地方がかなり分権主義的な傾向が強くなっていますからね。

石井 それだけ文化財保護ということが、地方に根づいてきたともいえるのではないのでしょうか。

関野 また地方的なもの、中央ではわからなくなってきたかと思えます。最近では地方の文化財そのもの、あるいは歴史資料を現地で保存しろという運動が大変やかましくなっていますね。

坂本 それは非常に強いですね。これはも

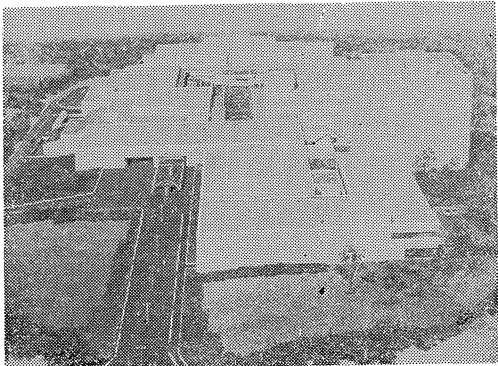
う押さえることはできない。結局中央で歴史民俗博物館をつくっても並べるものはない、なんてことになってくるので、お互いに貸しあい、融通しあうとか、模造品を作って展示するとかいうようなことでやるほかないんだらうと思えます。必要なときに本物が見れる体制ができていくことが大切ですね。

角井 それに反して、各市町村の歴史民俗

資料館なんかは、ものすごい勢いでふえていきますね。千葉県なんかでも、そういう民俗資料や発掘埋蔵文化財を展示する施設は、ずいぶんできてきたんじゃないですか。

石井 県立で四つほど博物館をつくりました。それが契機になったこと、あるいはさっきおっしゃったブームも背景になりましたか、「ぜひうちにも」ということで、このごろ市町村長さんが資料館づくりに熱心になりました。ま、多種多様ならよろしいんですが、同じようなものがたくさんできるとな傾向なんです。できるだけ調整しあって、いいものをつくらせようと思っています。

角井 歴史民俗資料館は、土地の歴史資料や民俗資料の収蔵展示を第一の使命としているので、どこでも同じ内容の資料を展示しているのでは無意味だと思います。展示上必要があれば、お互いに貸しあうとか融通しあえばよいので、むしろ全国でもそこに行かなければ見られないような特色ある資料がほしいですね。先程申し上げた国立歴史民俗博物館では、そういう全国的な情報を集めて



国立歴史民俗博物館

歴史民俗資料館その他の利用者に提供すると同時に、博物館自身が資料館等と資料を融通しあう体制を作りたいと考えています。

居住権との調和

坂本 関野さん、建造物のことですからね、このごろ非常に民家の指定が多く出ますね。実物はあまり見ないんで写真で拝見する限りでは、ともかく大変古ぼけたおうちですけども、長く住んでる間に——やっぱり不便なところがでてきますから——生活に便利ないように建て増しをしたり、土間を板の間にし



坂本太郎氏

たりして住みよくしていられるわけですね。それが指定されると、復原するということが板の間を土間にもどしたり、出っ張り部分は取ってしまう。こういうことが主としてやられるようですけども、あれは住んでいらっしゃる方にとっては迷惑きわまることじゃないかと思うんです。

ですからこれはおそらく、お住みにならないうことが、前提になってなきゃ無理なんです。公有化して、どっか公園に持っていく、お住みになる方は別におうちをおつくりになるというような形にしないと、いわゆる「個人の生活の自由」を、文化財保護のために束縛するという結果になることを、私は常に恐れるわけです。

関野 それはおっしゃるとおりなんです。石とかレンガでできている西洋の建物は、その点大変やりやすいわけですし、壁が厚いものですから、外観はそのままにして、屋内は全部近代化することができるわけです。ところが日本の木造建築の場合は、それができにくいんです。表に面して一列部屋があっ

奥の方は見えないという形の場合は、屋内の改造ができるんですけど、西洋のように屋内全部改造することはできません。

そのために、大変迷惑をかけているところがありますし、また現状変更について委員の先生が、調査会で非常に厳格な復原を主張されることがあります。いま、西洋のほうでも、建造物、特に住宅を人間不在で保存することは不可能だという結論になっています。現代の社会にそれを組み込んで、その中で、現代の人の豊かな生活にそれがプラスされなきゃいけないという考え方になったんです。ですから外国では、どんどん改造してるわけです。日本の場合も、よほど改造を覚悟していると思います。住む人のためにですね。

集落、町並みの場合、街道筋の環境が大切であって、一軒一軒の家の中で全部そのままだというものではありません。しかし、建造物群の中で一軒とか二軒とかを公有化し、復原の上、博物館的な展示を中で行うなどして公開することは、非常にいいことではないでしょうか。

角井 そして、全体として昔の雰囲気が偲ばれるようにすること。

関野 ええ。やはりそういう総合的な保存法を講じていくべきだと思います。

広域的な保護

角井 このごろはほんとうに昔のままの農家がなくなりましたね。先だって民俗芸能を昔の農家の前で映画にとっておこうというので、探したんですけど、みんなアルミサッシになっちゃったんですね。ですから、昔の農家はこうだったんだ、という姿をいまや残しておく必要があるかもしれません。

ところで関野先生は、先程総合的保存が大切といわれましたが、「文化行政長期総合計画について」では、「史跡等については諸制度の活用によって広域的な保護が図られるよう配慮するとともに、有形文化財についてはこれと密接な関係にあるものを一体的に指定すること」をすすめておられますね。

関野 そういふふうに向けていかなければ

ならないと、みんな考えてるんですけど、行政的に実際はなかなか大変なことではなからうかと思えます。

ある意味で人工的に、風土記の丘のように遺跡なり史跡が集中しているところに、ほかから石造文化財や民家を箱庭的に移すという形なら、わりにやりやすくていいわけです。しかし一つの小さな村、集落の全体を総合的に指定していくことは、困難を覚悟しなければなりません。文化庁、文部省だけで処理できない問題がたくさんあります。日本の縦割り行政の中で実際にやっていくことについては、よほど勇気を持って——さっきもお話が出ましたけれど——関連行政に対して強い意見を述べていくことができればならないと思いますね。

歴史の道

角井 史跡等の広域指定に関連して、歴史の道という構想が提案されています。たとえば奥の細道とか、中山道とかの古道ですね。

もっとも箱根旧街道とか日光杉並木は、もう指定されてるんですが、ただ道を保存するというのじゃなく、道を復原しながら、その周辺の文化財を一体的に指定し、整備をしていくということなんです。こんな構想についてはどういうふうにお考えになるでしょうか。

坂本 非常に結構なことだと思いますね。何しろ由緒ある道というのは、文化の伝播路であり、歴史の推進者でもありますから。けれども、そこに住んでいらっしゃる方々がどのように対応されるかということが、やっぱり問題だろうと思いますね。自分たちの生活に不便を生じてまで、古いものを保存するというお気持ちになるかどうか。われわれは関係ないもんですから、なるべく保存したほうがいいと思いますけれども……。明日香でもその問題があるようですよ。

角井 そうですね。だから初めから終わりで道を指定するというのは、ちょっとできませんでしょうね。すでに高速道路なんかになってる場合もありますね。

しかし、熊野の山中には、昔のままのまだ

舗装されていない街道跡も残っているそうだし、日光杉並木のように、バイパスをつくるもあると思います。その道沿いには無形民俗文化財みたいなものとか、いろんなものがあつたら、それらも一緒に指定して……。

坂本 中山道の馬籠の宿なんかも昔の坂道が残ってまして、そこに藤村の記念館ができたり、おりましたり、本陣の跡がありましたね。やっぱり全部はできませんから、一部だけでもいい。

角井 関所の跡とか、あるいは水路なんていうのもありますね。昔の熊本の殿様は船で



角井 宏 氏

参勤交代をされたっていうのもありますからそういうのも歴史の道の一つだと思っただけが、千葉あたりどうですか。

石井 文化庁のお骨折りで、歴史民俗博物館が佐倉にできますんで、佐倉を一つの拠点にして、そういう広域の文化財の重点的な保存整備、活用を図ってみたいと思っております。三十分圏内に、古代からいいますと、これは風土記の丘としても整備中でございますけれども、竜角寺古墳群というかなりいい遺跡群があります。それから廃寺が非常に多い。

また、かつての千葉氏の本拠であった中・近世の城跡が、これは一部公有化したものもございまして、かなり集中的にあります。こういう遺跡をばらばらな形ではなく、佐倉を中心に広域的に、一つの体系をもって保存整備したいと考えております。

近世以降の街道でございますけれども、街道が、広域的な整備、活用を図る一つの核になると思うんで探してるんですが、とくに佐倉付近ですと、かつての佐倉街道が、ほとんどいまの国道に乗っかってるんです。そのため

に拡幅整備されちゃっている。バイパスができて多少古道が残っているところがあるというくらいです。若干、並木等もあります。

水路の点は、私まだ十分勉強してございませんけども、利根川と印旛沼があります。佐倉への水路は大事な点かと思っんで、そんな点も含めて勉強したいと考えております。

角井 そうですね。道はすっかり舗装されて、指定対象にはとってまらないが、むしろ道沿いの文化財が指定整備の対象になるというような場合も考えられるでしょうね。

関野 おっしゃる通りに、奥の細道ひとつ考えた場合に、いったいどれだけそれに関連する文化財を保存できるかということについては、徹底した調査をまずすべきであると思います。目録を作って、その上で保存すべきものとか整備すべき場所とかを総合的に判断する。全部が同じように整備されるのではなくて、あるところは特に重点的に整備するとか、現在よく残っているところは破壊されないよう配慮するとかいうきめの細かい措置が必要だと思えます。

角井 外国の例はいかがでしょうか。西ドイツのロマンティックシュトラッセとか。

関野 はい。あれは中世、近世のお城と都市が、ずつつながっていて、大変景色もいいし、楽しい文化観光のできるところでございますね。メイン河に始まりアルプスに至る間に十八の都市があります。有名なローテンブルクもやはりその道にのっております。

産業遺跡

関野 それから、もう一つ産業遺跡を整備すべきであるということですね。イギリスがテルフォードに石炭の河岸、蒸気機関、鉄道線路、鉄の精錬所、鉄橋等を含む地域を産業遺跡として指定しまして、そこを散策すると産業革命の発祥が頭に描かれるように整備をしております。工場の遺跡、博物館もありません。初期の蒸気機関や鉄道線路も復原してあつたり、川には、世界最初の鑄鉄の橋がかかり、初期の動力源としての水車が保存されたりしているわけですね。

また、近年イギリスから産業考古学が提唱されております。これはまだ学問的に定着はしてないと思えますけれども、日本でも産業考古学会が今年誕生しております。

ほか産業遺跡に興味を持ってるのは、日本の産業界の人たちが、自分たちの歴史を大事にしてほしいと思うからです。たとえば、倉紡の大原さんが熱心に倉敷の町並みや明治初期の紡績工場を保存してこられた。そしてまた大原美術館、民俗博物館、公会堂などが加えられました。一つの地方都市として文化の高い仕事をやられたわけですね。このような仕事を先駆的なものとして今後の手本にしたいと思えます。そして産業界の人がやはりその気持ちを持つのが当然であり、今後われわれはそういうことを啓蒙していかなければならないと考えているわけです。

角井 今度の指定でも製塩遺跡のほかにいくつかの生産遺跡があつたと思えます。

関野 千葉の加曾利貝塚も、生産遺跡の一つですが、大変立派ですね。あそこは一応整備できてると思うのです。

角井 遺跡の整備については、風土記の丘というのが先ほど出ましたが、文化庁自身、平城宮跡の整備という大きな問題をかかえています。これは「宮跡そのものを展示物として一般に理解しやすいように整備した遺跡博物館とする方針の下に、その整備を進めること」というふうな長期総合計画では提言されているわけですが、将来の大きな課題だと思います。

関野 最近では、史跡の範囲を許すかぎり広げておられるようですが。

坂本 そうしないと、意味がないですからね。史跡なんていうのは、やっぱり環境が大事なんで、環境がこわされてしまつて、都市の密集地帯の中にチポッとした猫額大の土地が史跡だなんていっても、なんとなく感じが出ないですからね。大阪の緒方洪庵の適塾なんかも、史跡になっていますが、環境が感心できませんね。

角井 それではこんなところで。どうもありがとうございました。

〔特集・教育課程の基準の改善／帰国子女教育〕

新学習指導要領と今後の学校教育	齋藤 正
教材の精選について	河野 重男
ゆとりと充実を目指す学校運営	吉本 二郎
△解説△	
教育課程の基準の改善について	奥田 真丈
△資料△	
新小学校、中学校学習指導要領等の施行につ	
いて通達、新旧対照表等	小学校教育課、中学校教育課
帰国子女教育の諸問題	園 一彦
帰国子女教育の実践	若林 博
〔座談会〕	
帰国子女教育を語る	
(出席者)	小林 哲也・齋藤 繁子・鈴木 孝一
	武智 浩隆・中山 昇一
	△司会△榊原 康男
△現地ルポ△	
帰国子女教育研究協力校を訪れて	本間平安子
△解説△	
帰国子女教育の現状	中学校教育課

編集後記

◇巨人軍の王選手がついに七五六ホ
ームランを打ち、世界新記録を達成し
た。十九年間、これはアメリカのハン
ク・アーロンより短い期間だそうだ
が、この間に七五六本もホームランを
打ったのだから、やはりこれはたいへ
んな偉業だと思う。日米間のレベルの
違いとか球場の広さの違いとかいうこ
ともそれは厳密に言えば影響はあろう
が、そんなことは度外視して、日本の
王選手が七五六本のホームランを打っ
ただけだから、一プロ野球ファンとし
て、いや一国民としてこの偉業を祝福
したい。

◇政府はこの大偉業に対して国民榮譽
章を授与することに決定した。この章
の意味はもうここでは触れなくても皆
さんご存知のことと思うが、この中
に「社会を明るくし、国民に親しまれる
人」というくだりがある。王選手の偉
業とともに、王選手の人柄については
特に、この「国民に親しまれる」とい
うくだりがピッタリあてはまるような
気がする。

◇一般に、人に親しまれる、人に好か
れるということは、どういうことか。
ここで一つひとつ触れなくてもご理解
いただけると思うが、自分のことしか
考えない若者が増えたといわれる昨
今、今回の学習指導要領の改訂による
ゆとりのある学校教育によって、子供
達が少しでも幅広い人間に育つこと
を期待したい。(H)

MEJ 5204 月刊 「文部時報」 9月号 第1204号

文 部 省

昭和52年9月5日 印刷
昭和52年9月10日 発行

著作権 所有

発行所 株式会社きょうせい

本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)

電話 東京 (268) 2141 (代表)
振替口座 東京 9-161番

印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 (〒33円)

年間購読料 2160円 (〒共)

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を
申し受けます

* なお、購読の申し込みは、直接営業所または
もよりの書店にお願いします